別紙２－28　施設概要

１　施設等名称

高知県立のいち動物公園　どうぶつ科学館、ピクニック広場、サバンナ大展示場

２　所在地

高知県香南市野市町大谷 738 番地

３　開園年月

1991 年（平成３年）11 月

４　施設の面積

どうぶつ科学館　　1,316m2
ピクニック広場　　6,093m2
サバンナ大展示場　4,500m2
（公園全体：163,000m2）

５　施設概要

のいち動物公園は、自然に囲まれた広々とした公園内で、檻や柵を使わない飼育環境を大切にしており、動物たちは、生息地に近い暮らしをしながら、自然な姿や表情を見せてくれます。また、山に囲まれた園内は、四季ごとに野鳥のさえずりや、草木の彩りの変化を感じながら自由に散策でき、ご家族で何度でも楽しむことができます。

どうぶつ科学館は、さまざまなテーマに沿って企画展や作品展、イベントを開催しており、土・日・祝日には、動物シアターで野生動物の生態や高知県の自然を紹介するビデオも上映しています。さらに２階には、マレーグマやシマウマなどの身体能力を体験できるコーナーがあり、自然科学や動物に関する様々なことをわかりやすく学ぶことができる施設として多くの来園者に利用されています。

ピクニック広場は、たっぷりと自然を感じながらお弁当などを広げて休憩することができます。また、広場内には、子どもたちの遊び場として遊具などを整備した人気のキッズゾーンもありご家族で楽しむことができます。また、毎年６月から 10 月には小学生以下のお子さんを対象としたちびっ子噴水も大人気です。

サバンナ大展示場は、アフリカ･オーストラリアの草原や森の様子、サバンナに群れで暮らす動物の生息環境などを再現した展示場です。広大な草原でのんびり草を食むアミメキリンやグラントシマウマ、シロオリックスを展望デッキや休憩所など色々な場所から観覧できます。また、土・日・祝日に実施しているアミメキリンのお食事タイムも来園者に大人気です。

【施設写真】




どうぶつ科学館



ピクニック広場



サバンナ大展示場

【施設利用時間】

・午前 9 時 30 分から午後５時まで（入園　午後４時まで）

【指定管理者】

・（公財）高知県のいち動物公園協会

・指定期間：令和６年４月１日　～　令和 11 年３月 31 日

## ６　主な利用状況

【利用者数】（来園者数）

・令和７年度　206,045 人

【開催イベント等】（令和７年度実績）

・のいち de エンジョイ！GW2025

・アミメキリン命名式（５月）

・のいちとボルネオをつなぐ～マレーグマファンあつマレー第 3 弾（５月）

・柴田ケイコどうぶつ絵本原画展Ⅱ（６、７月）

・夏休み企画展「カブ・クワ展 2025」（７、８月）

・ドリームナイト・アット・ザ・ズー（８月）

・夜間開園イベント「のいち de ナイト」（９、10 月）

・タカの渡りを観察しよう（９、10 月）

・開園記念日イベント（11 月）

・正月イベント、干支展開催（１月）
・グラントシマウマ命名式（３月）

## 7　施設等ホームページＵＲＬ

https://noichizoo.or.jp/

## 8　愛称の募集範囲

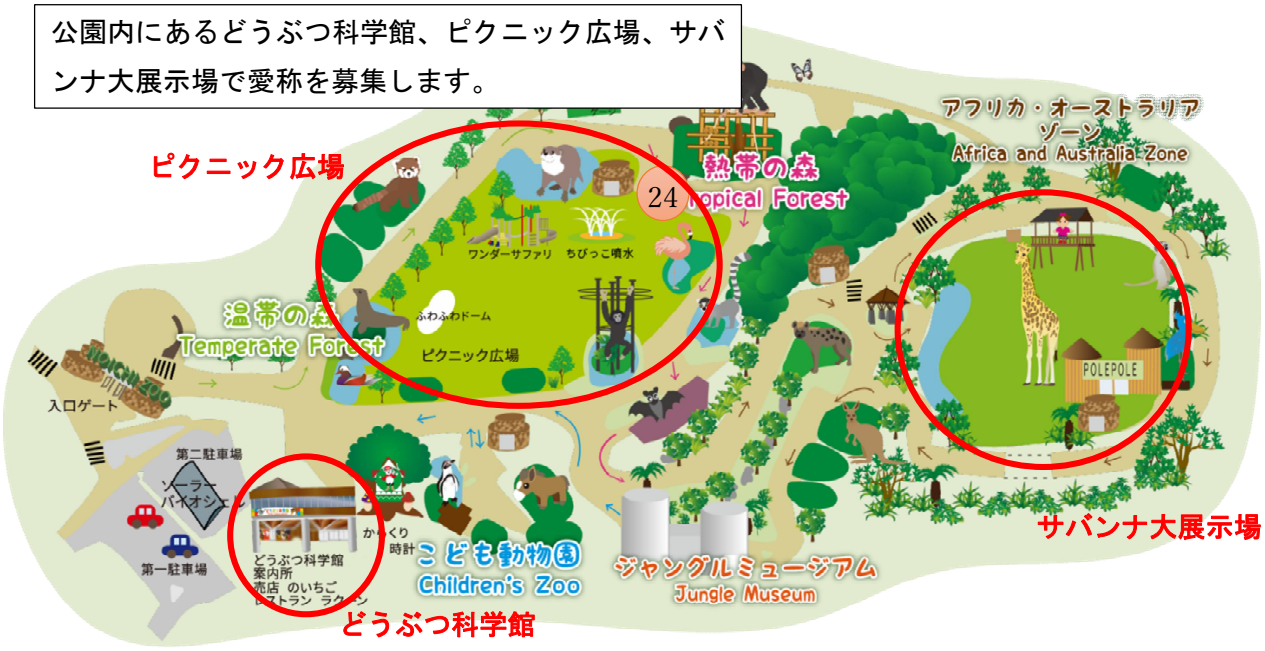
のいち動物公園内にあるどうぶつ科学館、ピクニック広場、サバンナ大展示場の３施設一体で愛称を募集します。

（注意）

・公園全体の愛称は募集ではありません。
・１応募者が３施設の命名をするものです。個別の募集ではありません。

【施設内配置図】

公園内にあるどうぶつ科学館、ピクニック広場、サバンナ大展示場で愛称を募集します。




## 9　愛称の命名条件

それぞれの施設の愛称は、現在の名前を含めてください。

（例：〇〇どうぶつ科学館、〇〇ピクニック広場、〇〇サバンナ大展示場）

なお、所在地の表示にあたり、「のいちどうぶつ公園内」を併記する場合があります。

（例：香南市野市町大谷 738 番地　高知県立のいち動物公園内　〇〇どうぶつ科学館）

## 10　契約に係る１年あたりの最低希望金額

150 万円（消費税及び地方消費税を含みます。）

## 11　契約期間

３年間（令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで）

## 12　ネーミングライツ・パートナー応募申請書類提出先（問合せ先）

〒780-8570　高知県高知市丸ノ内１丁目２番 20 号　高知県庁本庁舎６階
高知県土木部公園上下水道課　公園緑地担当
電話　　088-823-9853
FAX　　088-823-9036
E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

## 13　施設内への看板等の表示の設置・変更について

愛称を表示する施設の看板等の表示は、ネーミングライツ・パートナーと県及び関係機関等と協議のうえ決定します。（表示の設置・変更はネーミングライツパートナーが希望するものに限ります。）

また、看板の変更や原状回復等に係る費用は原則としてネーミングライツ・パートナーが負担します。

【施設看板写真】




【施設看板写真】




【施設看板写真】




【案内看板写真】



【案内看板写真】




【案内看板写真】




【総合案内看板写真】




【案内看板写真】

